

Title	大学における研究機能の変容と発展
Author(s)	山本, 眞一; 小林, 信一
Citation	年次学術大会講演要旨集, 10: 252-257
Issue Date	1995-10-05
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/5515
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○山本 眞一（筑波大学），小林 信一（電気通信大学）

1. この研究の趣旨と内容

この研究の目的は、研究機関としての大学すなわち大学の研究機能の総合的な考察にある。大学は、学術研究とくに基礎研究実施の中核的機関として位置づけられている。しかし、教育機関としての大学の役割については、学歴社会論や大学教育の大衆化論などさまざまな局面で社会的関心を呼んできた反面、研究機能に関しては、基礎研究の重要性が常に認識されていたとはいえ、社会の関心が抽象的なレベルにとどまり、政策的にもその全体的な振興に関して十分な対応がとられてきたとは言いがたい。

しかし、近年、大学の研究環境の劣化問題や大学院重点化などへの取り組みをきっかけとして、学術政策あるいは学術システムの向上施策に次第に関心が向けられるようになってきた。研究の世界においても、高等教育研究の中で学術研究システムへの研究関心とくに政策と絡んだアプローチに対して急速に高まっている。また、大学院重点化の動きに合わせて、大学の内外の関心が大学院レベルの教育研究活動に向かいつつある。そこで、大学の研究機能について、教育機能など大学のその他の機能との関係も視野にいれつつ、これまでの歴史・現状の分析を通して将来展望を試み、かつ政策的にも意味ある調査研究を行うことにした。この研究の主要部分は、平成4年度～6年度に科学研究費補助金（総合研究（A））を得て、山本を研究代表とし、表記研究者を含めて10人の分担者によって行われた。

本研究の内容は、大別して、学術研究と大学との関係、大学における研究環境の現状と問題、研究費をはじめとする研究資源の配分問題の三つの領域から成り立つものであるが、今回は、そのうち学術研究と大学、Funding Systemの流動化と大学の研究機能の変容の二つのポイントについて紹介を行う。

2. 学術研究と大学（この20年間の動き）

大学の研究機能の側面を考察するにあたって重要なポイントの一つは、高等教育の大衆化に伴う大学の性格変化に対し、関係者がどのような対応をとったかということである。そして、その際注目すべきターニング・ポイントは、教育の側面と同じく、わが国における戦後の最大の高等教育改革の時期であった1975年前後に求めることができる。

1960年代後半に起こったいわゆる大学紛争は、大衆化しつつある高等教育の状況に旧来からのエリート型システムがもはや対応し得ないということに関係者に深く印象づけた。以来大学改革は、それが遅々として進まないという批判はあったにせよ、着実にその第一歩を踏み出した。それが形に現れてくるようになったのが、この1975年前後からであった。その中でももっとも大きな出来事は、表に示す通り、既存の高等教育政策および学術政策の秩序の根幹に係る諸制度の改革と新政策の実施であった。

例を大学院にとって説明しよう。それまで制度的整備が遅れていた大学院について、大学設置審議会を舞台に検討が進められ、1974年、文部省令としての大学院設置基準が制定された。また、その後の諸制度改革とさまざまな予算措置により、大学院の形態が多様化しはじめた。近年、改革のピッチは急速化し、1989年以降、臨教審で提言され大学審議会で具体化された大学院の飛躍的充実のための政策の一環として、大学院制度はさらに弾力化され、かつ、大学の研究環境の劣化への対策として、自己評価と大学への研究資源の重点配分によって、大学院をめぐる諸情勢は大きな変化を遂げつつある。

その間、大学院の学生数は、分野によって異なるものの、次第に成長し、学部学生数については、1975年から1995年までの20年間に1.41倍の伸びにとどまった反面、修士で3.27倍、博士で2.94倍に増加した。その政策の重点は、基本的には大学院の機能を従来からの狭い意味での研究者養成すなわち大学における後継者養成のみならず、社会の様々な方面で活躍できる高度専門職業人養成へと拡張しようとするものであるが、1980年代に入って、科学技術の高度化とその重要性の増大にもかかわらず、大学院における研究環境の劣化という新たな問題状況が生じる中で、引き続き高度専門職業人養成への大学院の機能の拡大という政策を保持しつつも、新たな重い課題として、大学院を中心とした研究および研究者養成機能自体の充実の必要性が増大してきた。

拡大した大学院は主としてどのような大学において顕著であったのであろうか。慶伊（「大学評価の研究」1984、東大出版会）らの研究では、わが国の大学をさまざまなタイプに分けているが、その中で1979年時点での判断で「研究大学」としている大学が24校あった。ここでいう研究大学というのは、大学院博士課程の有無や院生／学部生比率によってとくに強い研究機能を持つ大学として抽出されたもので、具体的には北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、慶応義塾大学などの総合大学、一橋大学、東京工業大学などの複合学部大学および単系大学が含まれている。

この分類概念を利用して、この24校の研究大学における学部・大学院（修士・博士）別の入学定員の変化をそれ以外の大学における入学定員変化と比較してみた。その結果、研究大学およびそれ以外のいずれのタイプの大学でも学部入学定員より

も大学院入学定員の方が大きく伸びており、また研究大学以外の大学グループ全体としての入学定員の増加が大きかったため、それぞれの段階における入学定員に占める研究大学のシェアは低下していることが分かった。すなわち、大学院拡張については全体としてより多くの大学へ拡散する傾向が見られる。しかし他方で、研究大学とそれ以外の大学において、学部／修士／博士の入学定員の比率の推移をみると、研究大学グループでは博士で 0.8 ポイント、修士で 3.3ポイントの上昇が見られるのに対して、それ以外のグループではそれぞれ、0.2ポイント、0.8 ポイントの上昇にとどまっている。つまり、1979年当時研究大学と見なされていた大学グループはますます研究大学らしくなり、それ以外の大学との差異が大きくなったのであった。研究機能の強化が研究大学グループに集中しつつあることを暗示しているようである。

(山本眞一)

高等教育および学術研究システムと時代区分

新制大学の成立 ～1960頃	大学教育の量的拡大 1960～1975頃	高等教育計画 1975～1990頃	大学多様化の時代 1990頃～
進学率 10 % 高等教育機会の 開放	進学率 10% → 38% 急速な大衆化と歪 大学紛争	進学率 35～36% 規模の抑制 質の確保	進学率 36% → 43% 規模の再拡大 多様化の助長
大学管理法案 大学設置基準 短大制度 大学自治	中教審 (38答申、46答申)	大学設置審 臨教審	大学審
----- (エリート型大学) -----	私学のウエイト増大 東京集中 設置認可の緩和 理工系学生の増員 高等専門学校創設	私学助成本格化 専修学校制度創設 地方分散 規模の抑制 新構想大学 共通一次試験 大学院制度の整備	大学設置基準弾力化 自己評価制度の導入 大学院重点化 生涯学習振興法
----- (エリート型大学) -----	----- (大衆型大学) -----	(大学の多様化・個性化)	
学術体制刷新委 日本学術会議 学術奨励審議会	学術審議会設置 日本学術振興会改組 大学共同利用研究所 科研究費補助金改革	学術国際局発足 (1974) 学術審議会答申 (1973, 1984) 宇宙・加速器等の 巨大科学等推進	学術審議会答申 (1992) 研究環境劣化への対応 フェロシフ ⁷ の充実 理工系離れ対応
戦後の復興期	高度成長期 学術行政体制充実	安定成長期 学術行政推進	重点的整備期 研究環境整備

山本眞一作成

3. FUNDING SYSTEMの流動化と大学の研究機能の変容

(1) 最近10年のFunding Policyの変化

わが国の学術政策は、1982年以降のゼロ・シーリング、マイナス・シーリングの財政環境の下で、著しい発展を遂げた。それ以前は、大学の研究活動振興のための政策手段としては、研究費助成については、校費と科学研究費補助金制度、組織についてはいわゆる概算要求による設置といった、きわめて単純な政策メニューしか持っていなかった。

しかし、広義のfunding systemは、財政緊縮の中でむしろ多様化、発展してきたといえる。例えば、この間に創設されたfundingの制度には、民間等との共同研究制度、科研費における重点領域研究、新プログラム、特別会計による高度化推進経費の中の諸プログラム、人材育成関係では、特別研究員制度、ティーチング・アシスタント制度などが創設された。また、地方国立大学における大学院博士課程の新設、いわゆる「大学院重点化」も、新たなfundingとみなすこともできる。今年度には、さらにCOE助成、補正予算によるベンチャー・ビジネス・ラボラトリ制度なども開始された。また、リサーチ・アシスタント制度の導入についても検討が行われている。

このように、最近の10年間は、わが国のfunding system、ひいては学術政策に大きな変化が見られた時期であり、これほど急速に政策手段の多様化が進展したことはかつてないことである。しかし、一方では、あまりにも多様化してしまったために、大学研究者の間で混乱がみられる。また、政策手段のあいだの相互関係が明確でない面もある。

そこで、学術政策研究、あるいはscience funding systemに関する研究の立場から、多様化したfunding systemの政策ツールとしての特性や大学における研究活動にとっての意味を整理しておきたい。

(2) 人材養成・確保にかかわるFunding Systemの整備

従来、大学院生に対する助成としては奨学金、若手研究者に対する助成としては、一種のPDFとしての奨励研究員制度、科研費の奨励研究があったが、この間に制度が大幅に拡充され、一通りの制度が用意された。残されているのはRAだけであるが、これについても現在検討中である。これらの特性を整理すると下表のようになる。

		助成内容		配分対象			種別	備考
		人件費	研究費	個人	組織	プロジェクト		
大学院生レベル	奨学金	○		○			ローン	
	特別研究員(DC)	○	○	○			フェローシップ	
	TA	○			○		TA	
	RA(リサーチ・アシスタント)	○			○		RA	検討中
ポストドク・レベル	特別研究員(PD)	○	○	○			フェローシップ	
	特別研究員(新プロ/COE)	○				○	RA	
	非常勤研究員	○			○	○	RA	
	外国人研究員	○			○	○	RA	
	RA(リサーチ・アソシエイト)	○			○?	○?	RA	検討中
	助手	○	△		○		RA	

特別研究員（新プロ）、特別研究員（COE）は、名称は特別研究員であるが、その性質はプロジェクトに伴うRAであり、それをPDFである特別研究員（PD）と同じフレームの中で実施しているために、制度的にはわかりにくいものになっている。

（３）GUFの役割の相対的低下

大学の研究活動に対する助成には、校費のような用途を特定しないGUF（General University Fund）と特定のプロジェクトに対する研究助成（ここでは、project fundと呼ぶことにする）とに分けられる。

いわゆる大学院重点化、博士課程の設置、また校費の配分単価の上昇は、GUFの充実を意味する政策であるが、大勢としては、GUFの充実よりは、project fundの充実が優先されている。その結果、GUFの役割は相対的に低下した。

従来は、国立大学に対しては、特別会計がGUF、科研費がproject fundとしての性格を有しており、比較的明快であったが、近年は特別会計の枠内でもプロジェクトを公募して資金配分を行う、重点配分が増えている。高度化推進特別経費の中の各種プロジェクト経費、さらには今年の補正予算によるベンチャー・ビジネス・ラボラトリ制度などはこのような性格を有している。

（４）COE助成制度の意義

組織の設置とプロジェクトへの助成は、いずれも研究のための助成であり、資金を投下するという点では何ら異なるところはない。「make or buy」という考え方があるが、両者の違いは、投資的（固定的組織の設置）か消費的（一時的組織の設置）かの違いしかない。とくに、プロジェクトにおいてもRAが雇用できるようになると、両者は組織、人事を含めて、固定的か、流動的かの違いだけになる。

わが国では従来、概算要求等による新組織の設置と、科研費のプロジェクトとの間には大きな隔たりがあった。新プログラム方式、COE助成のうち中核的研究拠点形成プログラムは、特別会計と科研費等の資金の組み合わせにより、科研費による研究プログラムを研究拠点形成機能を有するものに拡張し、新組織の設置と従来の研究プロジェクトとの間隙を埋めることになった。これにより、わが国でも「make or buy」といった、研究助成システムの一元的把握が可能になった。

また、新プログラム方式、COE助成は、組織形成、研究費助成、人材確保のための制度を総合的に組み合わせた複合政策であるという点で、わが国の学術政策にとっては非常にエポック・メイキングな政策である。

（５）ベンチャー・ビジネス・ラボラトリ制度の意味

わが国では、しばらくのあいだ基礎研究に重点を置いた科学技術政策を進めてきた。諸外国が産業競争力強化に向けた科学技術政策を重視していたこととは対照的であった。

しかし、長期の景気後退の影響もあり、ここにきて科学技術研究に対して産業創出の期待が掛けられるようになってきた。大学の研究活動と産業活動とのかかわりに関しては、

従来、民間等との共同研究、受託研究、奨学寄付金などの、主として資金導入のための制度、共同研究センター等の設置などの制度が整備されていたのみである。今年度は、補正予算の枠の中ではあるが、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（VBL）の設置という非常に明快な施策が登場した。わが国の学術政策にとっては画期的である。

この施策は、最近10年くらいのあいだに、大学関連の研究助成施策の体系的整備が進み、一段落ついたことではじめて実現可能であったと思われる（COE助成で基礎研究の総合的推進施策との切り分けにおいて、応用的色彩の濃い施策が可能になった）。また、新プロやCOE助成などの政策手段の成熟という土台があっではじめて可能であったと思われる。こうした意味で、VBL施策の創設は、わが国における学術政策体系の成熟の象徴的できごとである。

（6）Funding Systemの流動化

以上のように、わが国の学術政策はここ10年くらいの間に著しく発展、整備されてきた。政策手段も多様化、成熟してきた。

しかし、大学の研究者にとってわかりやすいプログラムの体系になっているかという点、現状は逆で、かえって複雑性の中で混乱をきたしていると思われる。プログラムがつぎつぎと追加されたために、区別がつきにくくなっているものもある。また、わが国の行財政制度が科学技術振興とうまくあわないために、本来の趣旨を、パッチワークのようにして実現し、他の制度との区別がつきにくくなっているものもある。

また、わが国の研究助成プログラムは、行財政上の制度的差異に基づいて揃えられているが、研究活動の論理とは必ずしも対応していない。欧米では研究分野や、研究のターゲットに沿ってプログラムが構成されているケースも多いが、わが国の学術政策にはそのようなプログラムはほとんどない。このことも、混乱の一因であるかもしれない。

（小林信一）